

令和 8 年度「重点医師偏在対策支援区域における経済的インセンティブ事業等」の支援対象について

1 要旨

持続可能な医療提供体制の構築に向けて、医師偏在の是正を総合的に実施するため、令和 8 年度国当初予算等において措置された「重点医師偏在対策支援区域における経済的インセンティブ事業等」について、支援対象の区域及び医療機関を決定する。

2 経緯・背景等

(1) 国における対応状況

- 医師偏在対策については、厚生労働省において令和 6 年 12 月 25 日に「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」が策定され、地域ごとに人口構造が急激に変化する中で、将来にわたり地域に必要な医療提供体制を確保し、適切な医療サービスを提供するため、制度改正を含め必要な対応に取り組み、実効性のある総合的な医師偏在対策を推進することとされた。
- 当該パッケージで示される取組のうち、地域の医療提供体制を確保することを目的として、人口規模、地理的要件、今後の人口動態等から、医療機関の維持が困難な地域である重点医師偏在対策支援区域（以下「支援区域」という。）※1 において承継・開業する診療所の施設・設備整備及び地域への定着に対する支援などが令和 8 年度当初予算等で措置された。

※1 今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピード方が早い地域などを国が提示する候補区域等を参考に、都道府県が地域医療対策協議会及び保険者協議会で協議の上で設定。

(2) 事業概要（詳細は別紙「参考資料」参照）

国の令和 8 年度当初予算等で示された事業は以下①～④のとおり。

（①は令和 7 年度からの継続事業、②③④は令和 8 年度からの新規事業）

- ① 診療所の承継・開業支援事業
 - 支援区域において診療所を承継又は開業する場合に、施設・設備整備及び地域への定着に要する費用の支援を行う。
- ② 医師派遣する派遣元医療機関支援事業
 - 特定機能病院からの医師派遣とは別に、支援区域内の医療機関に医師を新たに派遣する中核病院等に対して、常勤医や代診医等の医師派遣に要する費用の支援を行う。
- ③ 医師の勤務・生活環境改善のための代替医師確保支援事業
 - 支援区域の医療機関において土日祝日の宿日直を行う代替医師確保に要する費用の支援を行う。
- ④ 医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業
 - 支援区域の医療機関において宿直室等の施設整備に要する費用の支援を行う。

3 本県におけるこれまでの事業実施状況

- ①については、国の令和 6 年度補正予算で先行的に予算措置されたため、令和 7 年度において事業を実施（参考 1 参照）。

（参考 1）令和 7 年度の支援医療機関

診療所名	診療科※2	事業区分	所在地
医療法人社団 松本内科胃腸科医院	内科、消化器内科、呼吸器内科、循環器内科、放射線科	承継 令和 7 年 4 月	尾道市向東町 (尾三圏域)
医療法人刀圭会 諫見内科眼科医院	内科、眼科、皮膚科、美容皮膚科	承継 令和 7 年 11 月	尾道市久保 (尾三圏域)
つきおきクリニック	内科、外科、乳腺外科、甲状腺内科	開業 令和 8 年 3 月	尾道市高須町 (尾三圏域)

※2 診療科は、保健所に提出された届出による標榜診療科を記載している。

- 事業実施区域（支援区域）の設定に当たっては、国から、
 - a. 各都道府県の医師偏在指標が最も低い二次保健医療圏
 - b. 医師少数県の医師少数区域
 - c. 医師少数区域かつ可住地面積当たりの医師数が少ない二次保健医療圏（全国下位 1/4）
 のいずれかに該当する区域が候補として提示されたことから、令和 7 年 3 月に開催した広島県医療対策協議会において、a に該当（参考 2 参照）する「尾三圏域」を支援区域とすることとした（本県は b 及び c には該当しない）。

（参考 2）本県の二次保健医療圏毎の医師偏在指標（令和 6 年 1 月公表）

5 圏域が全国平均を下回っており、尾三圏域が最も医師偏在指標が低い。

区分	地域	医師偏在指標（全国順位）	全国平均値
三次保健医療圏	広島県	254.2（22 位）	255.6
二次保健医療圏	広島	298.9（41 位）	
	広島西	239.1（82 位）	
	呉	266.7（60 位）	
	広島中央	200.4（159 位）	
	尾三	198.2（169 位）	
	福山・府中	201.3（154 位）	
	備北	219.8（107 位）	

4 本県における令和 8 年度の事業実施及び令和 9 年度の対応について

- 支援区域については、国が提示する要件や地域の実情及び他県の状況も踏まえ、令和 7 年 3 月に広島県医療対策協議会等において決定した「尾三圏域」に加え、医師偏在指標では、へき地等の地理的要因は反映されないことから、二次保健医療圏よりも小さい単位で、局所的に医師の確保を特に図るべき区域である「医師少数スポット（第 8 次広島県保健医療計画（令和 6 年 3 月策定）において設定）」（参考 3 参照）を対象とすることとし、対象医療機関への公募（活用意向調査）の結果、補助要件に該当する以下（3、4 頁目）の医療機関を補助対象として決定する。
- なお、本事業は二次保健医療圏における地域内（都市と過疎地域等）の医師偏在是正が目的であることから、今年度の第 8 次広島県保健医療計画（医師確保計画）の中間見直し等を踏まえ、支援区域については、二次保健医療圏単位のほか、地域の実情に応じて、市区町単位、地区単位等においても検討し、令和 9 年度以降の本事業実施に向けて再整理（今年度開催する第 2 回以降の本協議会で協議等）を行う（国における事業継続有無は未定）。

（参考 3）本県の医師少数スポット設定地域（詳細は別紙「参考資料」参照）

二次保健医療圏	所在市町	設定地域（日常生活圏域名等）
広島	安芸高田市	吉田町、美土里町、高宮町
	安芸太田町	加計
	北広島町	芸北、大朝
広島西	廿日市市	吉和
呉	呉市	安芸灘
尾三※3	三原市	三原市北部
	尾道市	北部、瀬戸田、百島
	世羅町	世羅町
福山・府中	福山市	南部 2
	府中市	南部、北部
	神石高原町	神石高原町
備北	三次市	北部、中部、東部
	庄原市	庄原、西城、口和、高野、総領

※3 「尾三圏域」及び「医師少数スポット」が支援対象区域であるため、「尾三圏域」においては、圏域内全ての地域が支援対象。

【令和 8 年度の支援医療機関】

① 診療所の承継・開業支援事業

診療所名	診療科※2	事業区分	所在地	地域医療への貢献
医療法人社団回生会 永井医院	内科 外科 整形外科	承継 令和 8 年 5 月	尾道市 瀬戸田町 (尾三圏域 かつ 医師少数 スポット)	施設を中心として訪問診療を提供しているほか、休日夜間の初期救急への協力（在籍医師が救急専門医）や、幼稚園・保育園の園医等を行っている。
神原こうじクリニック	内科 循環器内科 小児科 リハビリテーション科 リウマチ科 アレルギー科	承継 令和 8 年 8 月 (予定)	尾道市 浦崎町 (尾三圏域)	在宅診療や、かかりつけ患者への 24 時間対応のほか、夜間休日診療所への協力、特定健診、定期予防接種などの公衆衛生への協力を行っており、承継後、通所リハビリテーションの提供を行う予定。
内海町いちかわ診療所	内科 外科 小児科	承継 令和 8 年 1 月	福山市 内海町 (医師少数 スポット)	島に 1 つしかない診療所であり、島内にある老人施設への訪問診療や、通院が困難な患者の自宅への往診、同市内の医療機関から退院し自宅療養になった患者への訪問診療などを行っている。
小川眼科	眼科	承継 令和 8 年 1 月	三次市 南畑敷町 (医師少数 スポット)	月 1,100 名を超える外来患者の対応や週 12 件の手術（高度な技術を要する硝子体手術への対応）のほか、地域の学校医としての活動、市町が実施する健診等の公衆衛生への協力を行っている。
医療法人社団 松本内科胃腸科医院 ※4	内科 消化器内科 呼吸器内科 循環器内科 放射線科	承継 令和 7 年 4 月	尾道市 向東町 (尾三圏域)	訪問診療や、市の在宅当番医制運営事業の委託を受け、休日の初期救急への協力を行っているほか、予防接種や各種健診、生活習慣病予防に関する啓発活動等の公衆衛生への協力を行っている。
つきおきクリニック ※4	内科 外科 乳腺外科 甲状腺内科	開業 令和 8 年 3 月	尾道市 高須町 (尾三圏域)	市の休日当番医や、夜間救急診療所などの夜間休日の初期救急への協力を行っており、今後は学校保健や、公衆衛生（各種健診等）への協力を行う予定。

※4 「松本内科胃腸科医院」及び「つきおきクリニック」は、承継又は開業した日から最大3年間の運営費を補助する地域への定着支援（申請は年度毎に行う）を令和7年度に続き継続申請。

② 医師派遣する派遣元医療機関支援事業

○ 活用を希望する医療機関なし

（活用希望がない理由）

派遣元医療機関において、派遣先医療機関に対し、令和7年度より医師派遣している人数（人日換算）が増えた分が補助対象になることに加え、特定機能病院からの医師派遣や同一開設者間での医師派遣、宿日直を行うための医師派遣は対象外であり、また、運営赤字となっている場合に補助対象となる制度設計であることから、対象となる医療機関が限られると考えられるため。

③ 医師の勤務・生活環境改善のための代替医師確保支援事業

○ 内海町いちかわ診療所（福山市内海町（医師少数スポット））：診療科等は①の表を参照

（活用希望が少ない理由）

夜間休日診療を行うための、土日祝日の宿日直を行う代替医師（非常勤）が対象であり、令和7年度より常勤医の日当直回数が減少した分が補助対象になることに加え、運営赤字となっている場合に補助対象となる制度設計であることから、対象となる医療機関が限られると考えられるため。

④ 医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業

診療所名	診療科※2	所在地	地域医療への貢献
佐々木クリニック	内科 放射線科 耳鼻咽喉科 呼吸器内科	安芸高田市 吉田町 (医師少数 スポット)	高齢化が進む地域の実情を踏まえ、通院困難な患者に対する訪問診療等の在宅医療の提供、在宅当番医等を通じた休日夜間の初期救急への協力、市町が実施する健診・定期予防接種等の公衆衛生への協力を行っている。
医療法人社団 松本内科胃腸科医院	内科 消化器内科 呼吸器内科 循環器内科 放射線科	尾道市 向東町 (尾三圏域)	訪問診療や、市の在宅当番医制運営事業の委託を受け、休日の初期救急への協力を行っているほか、予防接種や各種健診、生活習慣病予防に関する啓発活動等の公衆衛生への協力を行っている。
医療法人社団重松会 松本病院	内科 リハビリテーション科 放射線科 心療内科 消化器内科 循環器内科	尾道市 久保 (尾三圏域)	訪問診療・訪問看護を実施し、在宅での看取りを行っているほか、夜間休日診療所への協力や、地域の学校医、健診・予防接種等の公衆衛生への協力を行っている。
大朝ふるさと病院	内科 外科 整形外科 脳神経外科 リウマチ科 リハビリテーション科	山県郡 北広島町 (医師少数 スポット)	訪問診療などの在宅医療の提供や、救急患者の受け入れ、地域のこども園・小中学校・高校への保健協力のほか、町より依頼を受け、特定健診やがん検診等受診率の増加に向けた協力を行っている。また、今後は訪問リハビリ、訪問栄養指導等、医師以外の専門職における在宅医療を行う予定。